

平成 25 年度琉球大学法科大学院  
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 1

公法系（憲法・行政法） [全 430 点中 100 点]

平成 24 年 11 月 3 日（土曜日）  
10 時 00 分～11 時 40 分（100 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部のほかに、解答用紙 8 枚、下書用紙 2 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 憲法の答案と行政法の答案とで、解答用紙を分けて使用してください。
- 5 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名のうち、「憲法」または「行政法」のいずれか 1 つを丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 6 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので、手をあげてください。
- 7 黒色または青色であれば筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 8 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 9 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 10 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

# I 憲法 (70 点)

## 問題 (70 点)

次の【事例】につき、後掲の《資料》を参照しつつ憲法上の問題について論じなさい。

### 【事例】

○県に本社のあるR新聞社の記者であるXは、数々の政治問題をスクープしてきた気鋭の女性記者で、新聞協会のスクープ大賞を獲得したこともあった。1995年9月に○県で3人の米兵による少女に対する暴行事件が発生した際にも、事件の処理をめぐる日米間の交渉を追い続けていた。同事件は日米地位協定の規定に基づく被疑者米兵の引き渡しをめぐる、○県では県民総決起大会が開催されたほど大きな問題となっていた。

同事件に対する○県民の怒りや○県内の米軍基地の重圧への反発などは、日米安全保障の問題点を日本全国に知らしめることとなった。

そのような状況下で、1996年4月、日米首脳は、日本の軍事的役割を強調し、軍事同盟を強化した日米安保共同宣言を発表した。

外務省職員のTは1992年から安全保障政策課に所属し、日米安全保障関連の外交政策立案及び総括の仕事に携わっていた。1996年の日米安保共同宣言の発表の際には首相に同行していた。

Xは米兵による少女暴行事件を追ううちに、日米間に日米安保共同宣言とは別の動きがあるとにらみ、R新聞社の東京支社勤務となったのを機会に、大臣や次官などへ取材攻勢をかけていた。Xは外務省に出入りする間にTに偶然出会った。Xは以前学生時代にTと交際していたことがあり、Tが困ったときにはお金を工面したこともあった。Tは久しぶりの再会もあって、Xを食事に誘った。2人は交際していた昔の話などもあって、意気投合し、レストランからホテルに一緒に行き、再び昔の男女関係になった。

その後Tは何度かXを飲みを誘ったりした。やがて、1996年5月27日、Xが特ダネを探している話や自分の追っている米軍の動きの話をしている間に、酔いの回

ったTが、今も強い好意を持っていて何とかしてあげたい気持ちなども働いて、特ダネになりそうな話を始めた。当時、米軍に再編の動きがあり、米国本土にある米軍の司令部の1つが日本に移動することはある程度知られていたが、Tの話し始めた内容は、それだけではなく、司令部移動の際に日本が米軍人のすべての移動費8億ドルを肩代わりする約束（以下密約）があるようだということであった。

Xはびっくりし、報道に携わるものとして看過できないと使命感を持ち、なおもTに密約の存在の根拠になりそうな文書のコピーでいいから手に入らないか尋ねた。その後も何度か会うたびに同様のお願いをして1996年6月20日に最初の文書入手したのを皮切りに、ついに約1ヶ月間をかけて日米間の約束を示すものと思われるいくつかの文書のコピーをTから手に入れた。Xは文書を丹念に分析し、1996年8月10日、「密約を暴く」と題した記事を書いた。同記事は一大スクープとなり、臨時国会でも取り上げられ、密約の存在をめぐる、連日議論が紛糾していた。国会の質疑に対し、政府は密約の存在を否定していた。

そのような中で、外務省は内部調査からTを割り出し、懲戒免職処分を行った。さらに外務省の告発を受け、1996年9月17日、東京地検はTを国家公務員法第100条1項違反容疑、Xを国家公務員法第111条違反容疑で起訴した。

## 《資料》

### 資料① （Xの警察での聴取メモ）

警察官「あなたは、密約のことをうすうす感じて、その内容をTさんから聞き出そうとして近づいていったのですか？」

X「いいえ、密約があったなんて、私は全く知りませんでした。私は最初から、Tさんが密約のことを知っているとは思いませんでしたし、酔ってきて突然、密約がある旨を話し出しましたから…。」

警察官「それを聞いてどうしようと思ったのですか？」

X「報道関係に携わるものとして、国民に知らせるべき内容であると思い、Tさんに何度か説得を試みながら、なんとか文書を手に入れることができないかと考えました。」

警察官「でも、あなたは肉体関係を持って、Tさんをそそのかしたのではないですか？」

X「いいえ、私達は以前つきあっていたこともあって、そういうことはありません。」

警察官「あなたのスクープ記事で、Tさんは懲戒免職になり、人生を棒に振ったようになってしまったのですよ。どう思います？」

X「Tさんを困らせようと思ったことは一度もありませんし、むしろ彼も内部告発をする勇気を持ってくれたのではなかったかと思われるところもありました。」

警察官「国家機密であるにもかかわらず、あなたは国益を考えなかったのですか？」

X「新聞で政府間のやり取りがスクープされることはよくあることです。それ以上に国家が国民に対し、欺く行為を行っているのではないですか。どうして国民の代表機関である国会にもかけないでこのようなことが行われるのですか、この方がよっぽど国益に反します。」

## 資料② (国家公務員法)

第 100 条 1 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。

3 以下 略

第 109 条 左の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。

中略

12 第 100 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 111 条 第 109 条第 2 号より第 4 号まで及び第 12 号又は前条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 7 号まで、第 9 号から第 15 号まで、第 18 号及び第 20 号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

## 資料③－ 1 (本件関連日米間の外交電文)

電文23号 東京より 1996年3月3日

(1) 総理は共同声明にあるものが協定に引用されないということになると困ると強調したが、本大臣（外務大臣）としても全く同意見である。なお財政条項の800（\*注）については大蔵大臣も同席の上総理の了承を得たが、但し、日米間で良く打合せ、対議会説明の喰違いなく必要以外の発言はせざるよう米側と完全に一致する必要がある旨全員一致で確認された。

(2) 大使より、米側としても国会におけるやりとりは良く承知しており、何とか善処したいと考えている。また、財政交渉は順調に進んでいると思う旨述べた。

\*注 8億ドルを示す

以 上

## Ⅱ 行政法 (30 点)

### 問題 (30 点)

戦前の行政法学は、行政庁に裁量権が認められる行政行為を、自由裁量（便宜裁量）行為と羈束裁量（法規裁量）行為の二つに区分してきた。これに対して、戦後の行政法学においては、このような区別は相対化されたとか、このような区別の意味は失われたといわれる。このことは、行政裁量に対する司法的統制のあり方の問題でもある。では、戦後の行政法学においては、行政裁量に対する司法的統制はどのような観点からなされるようになったのだろうか。戦後の行政裁量に対する司法的統制のあり方について、代表的ないくつかの判例にも触れながら、論述しなさい。

以 上

**刑事系（刑法・刑事訴訟法）** [全 430 点中 100 点]

平成 24 年 11 月 3 日（土曜日）  
12 時 40 分～14 時 20 分（100 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部のほかに、**解答用紙 8 枚**、**下書用紙 2 枚**を配布します。六法は、貸与します。
- 4 刑法の答案と刑事訴訟法の答案とで、解答用紙を分けて使用してください。
- 5 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名のうち、「刑法」または「刑事訴訟法」のいずれか 1 つを丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 6 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので、手をあげてください。
- 7 黒色または青色であれば筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 8 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 9 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 10 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

# I 刑法（70点）

## 問題（70点）

以下の【事案】について、X、YおよびZの刑事責任を論じなさい（ただし特別法違反の点を除く。）。

### 【事案】

1. 多量の在庫品を抱えたまま経営が行き詰まった輸入業者のXとYは、少しでも在庫品を売り払い負債を減らそうと思案した結果、たとえば市場価格1万円の商品をさも高額で希少なものであるかのように装ったうえで1万円で売ると言えばきっと売れるに違いないと思いつき、これを実行することにした。そして、電動式マッサージチェア（市場価格10万円で、一般の電器店で簡単に入手できるもの）を上記方法で売りさばくこととし、Xが客を見つけて契約してくるのでYが商品を配達し代金を受け取ってくるという分担も決めた。

2. そこでXは、中風（注）を患って苦しんでいる一人暮らしの老人Aの家に行き、健康機器の訪問販売員を装って、「中風に大変効果がある特殊な医療用マッサージチェアが外国で開発されました。まだ輸入台数も少なく、病院などの医療機関にしかない貴重なもので、価格も20万円しますが、今回特別なルートで10万円で提供できます。」などと虚偽の事実を言い並べたところ、Aはこれをすっかり信用し、中風に効果がある特殊なものならば買ってもよいと考えて、10万円で購入する契約をした。

3. その後、XはYに電話をかけ、一人暮らしで中風に苦しんでいる老人に医療機器だと言って契約を取り付けたという話をし、商品を運んで代金を受け取って来てくれないかと頼んだところ、Yは、自分の年老いた親も中風で苦しんでいたことから、病気で苦しむ老人を騙してまで金儲けをするのは嫌だと思い、「すまないが、俺はこの話から手を引かせてもらうよ。」と告げ、一方的に電話を切ってしまった。

4. Xは車の運転ができないので大いに困惑していたところ、たまたま義理の弟Zが訪ねてきた。そこで、Xがこれまでの経緯をすべて打ち明けてZに協力を求めると、Zは小遣い稼ぎのいい機会だと考え、手伝うことを了承した。Zはただちに軽トラックを用意し、マッサージチェアを積んでAの家に配達し、Aから10万円を受け取って戻り、全額をXに渡した。Xはその中から2万円をZに小遣いとして渡した。

（注）脳血管障害の後遺症である半身不随、言語障害、手足のしびれや麻痺などの総称。

以上



## Ⅱ 刑事訴訟法（30点）

### 問題（30点）

以下の【事案】における自白調書の証拠能力について論ぜよ。

#### 【事案】

警察官Pは、窃盗事件の被疑者として逮捕勾留されていたXの取調べにあっていたが、Xは、犯行への関与を一切否認し、犯行時刻とされる時間には、知人のAと一緒に自宅にいた旨弁解していた。Pらは、Aから事情を聞こうと試みたものの、Aの家族によれば、Aは、行き先を明確に告げないまま、しばらく旅行に出かけたとのことであり、Aから事情を聞くことはできなかった。

しかし、Xが犯人であると考えていたPは、取調べの際、Xに対し、「Aから事情を聞いたが、Aは、犯行時刻にお前と一緒にいたことはないと言っていたぞ。嘘をつくな。お前が犯人だろう。」と述べた。Xは、Pから上記のように言われた後、しばらく考えてから、自分が犯人であることを認めて、犯行状況や動機について述べ始めた。そこで、Pは、その供述を録取し、自白調書（Xの署名押印のあるもの）を作成した。

以 上

**民事系Ⅱ（商法）** [全 430 点中 50 点]

平成 24 年 11 月 3 日（土曜日）  
14 時 40 分～15 時 20 分（40 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部のほかに、**解答用紙 5 枚**、**下書用紙 1 枚**を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名のうち、「**商法**」の文字を**丸で囲み**、また空欄に**数字**を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。  
また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので、手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題（50点）

以下の【事実】を前提に，〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

### 【事実】

A株式会社（以下，A会社という。）は，取締役会設置会社であり，その発行する株式を東京証券取引所に上場している。A会社の株主には，アメリカ合衆国カリフォルニア州法を設立準拠法とする営利法人Bが存在し，平成24年1月1日現在，A会社の総株主の議決権の約15%を保有している。Bは，かねてよりA会社がその余剰資金を剰余金配当により株主に還元するよう求めていたが，A会社の経営陣は，このような提案は現実的ではないとして拒絶してきた。

A会社では，平成22年夏頃から新製品の商品化とそのための新たな工場の建設が検討されてきたが，この事業資金はA会社の内部留保のみでは賄えないため，関係諸機関と協議のうえ，平成24年4月1日，500億円を第三者割当てによる募集株式の発行により調達することを決定した。これに対して，Bは，この事業計画の収益性に疑問を表明するとともに，第三者割当てによる募集株式の発行はBの議決権比率を10%程度に低下させ，その影響力を希薄化する意図があるとして，その効力が発生する前にこれを争う意思を有している。

### 〔設問1〕（25点）

Bは，A会社による募集株式の発行に対していかなる法的手段をとり，またいかなる主張をすることが考えられるか。

### 〔設問2〕（25点）

A会社は，Bの主張に対していかなる反論をすることが考えられるか。

以 上

**民事系Ⅲ（民事訴訟法）** [全 430 点中 30 点]

平成 24 年 11 月 3 日（土曜日）  
15 時 40 分～16 時 20 分（40 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部のほかに、**解答用紙 5 枚**、**下書用紙 1 枚**を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名のうち、「民事訴訟法」の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。  
また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので、手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題（30点）

次の【事例】を読み，【設問1】および【設問2】に答えなさい。

### 【事例】

XとYは，Yの不動産をXに1,000万円で売買する旨の売買契約を締結したが，その後，Yは売買契約は錯誤により無効であると主張するにいたった。そこで，XはYに対し，売買契約に基づく引渡請求権を主張して本件不動産の引渡しを求めて訴えを提起したが，売買契約は錯誤により無効であるというYの主張が認められてXの請求は棄却された。この判決に対しXは控訴期間内に控訴しなかったため，判決はそのまま確定した。

### 【設問1】（10点）

その後，XはYに対し，所有権に基づく引渡請求権を主張して再び本件不動産の引渡しを求めて訴えを提起した。Xの所有権に基づく引渡請求権の主張は前訴確定判決の既判力に反しないかについて論じなさい。

### 【設問2】（20点）

【設問1】とは異なり，XはYに対し，売買契約に基づく移転登記請求権を主張して本件不動産の移転登記を求めて訴えを提起した。これに対しYは前訴におけると同様，売買契約は錯誤により無効であると主張したが，XはYのこの主張を争った。XがYのこの主張を争うことは許されるかについて論じなさい。

以 上

平成 25 年度琉球大学法科大学院  
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

5

**民事系 I (民法) [全 430 点中 150 点]**

平成 24 年 11 月 4 日 (日曜日)  
10 時 00 分 ~ 12 時 00 分 (120 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部のほかに、**解答用紙 12 枚**、**下書用紙 2 枚**を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名のうち、「民法」の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。  
また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので、手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題 (150 点)

【事実 1】を読んで【設問 1】に答え、【事実 2】を読んで【設問 2】に答えなさい。

### 【事実 1】

- 1 Aは、Bに対し、Aが所有するマンション 1 戸（以下「甲建物」という。）を賃貸して引き渡した。賃料は月額 8 万円（毎月末日限り翌月分を前払い）、賃貸期間は 2 年間、目的は居住目的と定められた。
- 2 Bは、当初、甲建物において、一人息子の C と同居していたが（妻は既に死亡していた。）、C が結婚して独立したことから、しばらく一人暮らしをしていた。
- 3 その後、Bは、Dと知り合い、交際するようになり、交際して 1 年後には、Dをいわゆる内縁の妻として迎え入れ、甲建物において同居するに至り、BとDは事実上の夫婦として生活していた。  
なお、BDの生計はBの収入に頼っており（甲建物の賃料もBが支払っていた。）、病弱なDは家事全般をすることによってBを支えていた。
- 4 数年後の月初め、Bが脳梗塞により急死するに至った。  
Dには、めぼしい資産はなく、甲建物の他に住む場所のあてはない。

【設問 1】 【事実 1】を前提として、以下の（1）～（3）に答えなさい。

- （1） Bの死亡により、AB間の賃貸借契約関係はどのように変動するか、事案に即して説明しなさい。（15 点）
- （2） Bの死亡により、今後の賃料の支払いに不安を感じたAは、Bの死亡後間もなく、甲建物に居住しているDに対し、今月中に甲建物を明け渡すよう請求した。  
このAのDに対する甲建物の明け渡し請求は、民法上のどのような権利に基づくものだと考えられるかについて簡潔に述べたうえで、このAの請求が認められるか否かについて、判例法理を踏まえ、事案に即して論じなさい。（35 点）
- （3） かねてからDとの折り合いが悪かったCは、Bの死亡を機に、Dが住む場所を失って困ることになるのを承知で、Dを甲建物から追い出そうと考え、自ら居住しているマンションを有しており、甲建物を使用するさしたる必要もないにもかかわらず、Bの死亡後間もなく、甲建物に居住しているDに対し、今後

は甲建物をCが使用するから、今月中に甲建物を明け渡すよう請求した。

このCのDに対する甲建物の明け渡し請求は、民法上のどのような権利に基づくものだと考えられるかについて述べたうえで、このCの請求が認められるか否かについて、事案に即して論じなさい。(50点)

## 【事実2】

1 Eは、Fに対し、Eが所有する一軒家(以下「乙建物」という。)を賃貸して引き渡した。賃料は月額8万円(毎月末日限り翌月分を前払い)、賃貸期間は2年間、目的は居住目的と定められた。

2 Fは、当初、乙建物において、2人の息子G、Hと同居していたが(妻は既に死亡していた。)、その後、交際していたIをいわゆる内縁の妻として迎え入れ、乙建物において同居するに至った。

Iは、G、Hを自らの息子のように可愛がり、G、HもIを事実上の母親として慕っており、Fも含めた家族4名で仲良く暮らしていた。

3 数年後、Fが脳梗塞により急死するに至った。

一家の大黒柱であるFが死亡したため、一家の生計を立てるため、内縁の妻Iが働きに出て収入を得、すでに社会人として働いていた長男Gの収入と合わせて、一家の生計が支えられていた(IとGの収入の中から、乙建物の家賃も払われていた。)

また、Fの死亡後、乙建物の玄関には、IとGの二つの表札をかけ、住民票には、世帯主Iとその同居人として大学生のH(20歳)、世帯主GというようにIとGの二世帯が同居していると記載されていた。

4 その後、Iが体調を崩して仕事を休みがちになったことで収入が大幅に減ったことなどから、Iらは、乙建物の家賃を6か月分滞納した。

賃貸人Eは、滞納が始まった当初は、Iらの家族の事情を気の毒に思い、しばらくはIの体調の回復を待つこととし、家賃の滞納についてうるさく請求しなかったが、一向にIの体調が回復しなかったことから、滞納額が48万円となった時点で、このまま損失が膨れ上がるのを放置はできないと考えた。

5 そこで、Eは、世帯主であるGとIの2名に対し、内容証明郵便をもって、滞納家賃48万円を2週間以内に支払うよう催告し、これがGとIに配達されたが、その支払いがなされないまま2週間が経過したので、次に、Eは、同じくGとIの2名に対し、内容証明郵便をもって、本件賃貸借契約を解除する旨の解除通知を行い、これがGとIに配達された。



**〔設問 2〕 【事実 2】**を前提として、以下の（1）および（2）に答えなさい。

（1）Fが死亡した後、誰が本件賃貸借契約の借借人となったのか簡潔に説明したうえで、民法上の規定に従えば、賃貸人Eは、本件賃貸借契約の解除通知を誰に対してなすべきであったかについて、根拠規定とその趣旨を指摘しつつ述べなさい。（20点）

（2）本問事案において、Eは、Hには解除通知をせずに、GとIに対して解除通知を行っているが、このEの解除通知の効力が認められるか否かについて、予想されるGらからの反論を簡潔に指摘したうえで、この反論に対しEがどのような再反論をすることができるかということを中心に検討しつつ、論じなさい（なお、予想されるGらからの反論については、上記（1）の検討を踏まえた指摘をすればよい。また、この反論に対するEからの再反論の検討にあたっては、EのIに対する解除通知をもって、Hに対する解除通知としての効果を認めうる法律構成がないかという観点から検討するとよい。）。（30点）

以 上